

簡素で一元的な権利処理に係るこれまでの主な意見

(※) DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する勉強会「DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する「課題の整理」骨子」、「簡素で一括的な権利処理等に係る各種方策」、令和3年7月19日第1回著作権分科会、前回までの今期の基本政策小委員会における委員意見を基に作成。

1. 簡素で一元的な権利処理のニーズや、ニーズに対する実効性のある具体的利用場面

(これまでの議論)

- －技術・サービスの発展を踏まえた著作物の利用実態や課題についての把握が必要。
- －権利処理コストが高く、配信等の利用を断念することがあり、正規品流通の支障にもなっている。
- －利用場面や利用目的、コンテンツの性質（商業利用か否か）等を踏まえることが重要。
- －クリエイターとユーザーの二分論をやめ、権利処理が原因で利用できないことのないようにすることが大切。
- －既存のビジネスの実態にも留意しながら議論すべき。
- －プロ・セミプロのみではなく、一般のインターネット利用者が発信するコンテンツなどの利用についても検討すべき。

(今後の検討事項)

- ✓ デジタル技術やインターネットを前提とした具体的なニーズや利用場面の把握
- ✓ 権利処理が複雑になりやすい場面、集中管理が難しい場面
- ✓ そもそも簡素で一元的な権利処理になじまない場合はあるか。その場面について、工夫や留意が考えられるか。

2. 簡素で一元的な権利処理等に係る各種方策の総合的な検討

● 全般について

(これまでの議論)

- －複数の方策の組み合わせで目的を達成すべき。
- －短期的にはある程度射程を限定して取り入れつつ、徐々に拡大することも必要。
- －UGC、過去コンテンツ、アウトオブコマースといった著作物の性質を踏まえた検討が必要。
- －フリーの素材やコンテンツの活用も重要。

(今後の検討事項)

- ✓ クリエイターとユーザーの二項対立を超えた、両者にとって望ましいコンテンツの利用推進方策について。
- ✓ UGC、過去コンテンツ、アウトオブコマースの定義や範囲について。

● クリエイターや著作権者の意思表示に対応する許諾権を前提とした権利処理

(これまでの議論)

- － クリエイティブ・コモンズや利用規約の提示など、著作物の利用に関する意思表示を普及させるべき。
- － プラットフォームやデータベース上での意思の発信とそれに基づく利用の円滑化も考えられる。

(今後の検討事項)

- ✓ コンテンツの保護・利用に係る意思表示をすることのインセンティブ（経済的なものに限らない）の付与をいかに行うか。
- ✓ 個人情報の公開を望まないクリエイターのデジタルコンテンツについて、意思表示の仕組みをどのように構築するか（利用規約の工夫・技術的手段の活用等）。
- ✓ パブリックドメインや著作者人格権の不行使等を明確にする仕組みは可能か。

● 権利者の情報や意思を集約するシステム・データベースの構築・充実

(これまでの議論)

- － 広範囲の権利情報を網羅的に集約したデータベースの構築が重要。
- － 著作者が著作物の利用に関する意思を表明し、利用したい人が簡便にアクセスできる場所を設け、使用料が権利者に入るようにすることが必要。
- － アーカイブ機関に権利者情報の集約に関して一定の役割を果たしてもらえるよう支援をしていくといったようなことも考えられるのではないか。
- － デジタルコンテンツのプラットフォーム自体をデータベースとすることもあり得るか。
- － 著作物に一意的なコードを振ることや、フィンガープリント技術を取り入れる等も解決策の一つ。

(今後の検討事項)

- ✓ コンテンツの帰属先の表示など権利者の意思表示やデータベースの充実をどのように促進するか。登録のメリットは何か。
- ✓ データベースの利用ニーズの把握、作成する分野の優先順位、作成主体や、掲載情報の真正性の確保について。
- ✓ 利用者側が、利用したいコンテンツの情報を集約し、クリエイターを探したり活用についてマッチングしたりするといった仕組みの検討。

● 集中管理団体による集中管理の促進

(これまでの議論)

- －現状の集中管理の管理率の把握が必要。
- －集中管理に適する分野・そうでない分野／促進できる分野・できない分野がある。また、集中管理をしない方が利益を得られると著作者が判断する場合もある。
- －集中管理を委託しない理由はコスト等のデメリットや集中管理によるメリットが十分に示されていないことに起因するのではないか。
- －集中管理の促進・拡大が各方策にとっても大前提となる。
- －SARTRASのような集中許諾的取組が参考になるのではないか。

(今後の検討事項)

- ✓ 様々な分野における集中管理の促進のための方策はどうあるべきか。クリエイターを集中管理に誘引するメリットとしてどのようなものが考えられるか。
- ✓ 一元的な権利処理を行うことのできる分野横断的な集中管理はどのような仕組みが考えられるか。

● 裁定制度の抜本的見直し

(これまでの議論)

- －裁定制度の利用が少ないことへの対応が必要。

(今後の検討事項)

- ✓ 裁定制度を使いやすくするため、事前の供託金の廃止、申請の電子化、権利者捜索手続等の手続緩和等の方策を取るべきか。
- ✓ 裁定制度あるいは新しい仕組みを文化庁ではなく民間団体により運用することについてどのように考えるか。

● 許諾推定

(これまでの議論)

- －許諾権を前提とした仕組であり、課題解決のための有力な候補の1つ。
- －法的な手段とソフトロー的な手段(黙示の許諾等)を組み合わせるべき。

(今後の検討事項)

- ✓ コンテンツの保護・利用に係る意思表示をしない場合に推定規定を導入することは考えられるか。「意思表示」をどう捉えるか。また、事後的に意思表示がなされた場合の扱いはどうか。
- ✓ 推定の基礎となる事情や黙示の許諾との関係性について。
- ✓ 許諾推定制度の一般化は、挙証責任転換により保護と利用のバランスが崩れないか。

● 拡大集中許諾制度

(これまでの議論)

- － 万能な制度ではないため、実現可能性に軸足を置いた具体的で踏み込んだ議論を行うべき。
- － 集中管理が十分でない状況では一般ECLは難しいのではないか。
- － 本制度を導入する場合にも、著作物の種類や利用範囲を限定的に導入するなどして、効果を見極めながら必要に応じて拡大していくといったスタンスも重要。

(今後の検討事項)

- ✓ 具体的にどのような利用場面が想定できるか。
- ✓ 日本には従来ない制度であるため、日本の法制度に組み込む場合の課題について。
- ✓ 管理率の低い管理団体が大多数のノンメンバーの著作物を管理することの正当性について。

● 権利制限（措置すべき具体的な場面に則したもの。補償金付の場合を含む。）

(これまでの議論)

- － DBへの登録などがされないものについて権利制限の対象とすることなども考えられるのではないか。

(今後の検討事項)

- ✓ クリエイターが保護を欲さない著作物や集中管理がされていない著作物について、集中管理団体による探索手続きを経るなど一定条件の下での権利制限の導入は可能か。その際、権利制限をする公益性をどのように考慮するか。
- ✓ 「アウトオブコマース」の利用等、対価が見込めないコンテンツの利用について、一定条件の下での権利制限の導入は可能か。「アウトオブコマース」の定義や範囲について。

3. 簡素で一元的な権利処理等に係る各種方策をより実効性あるものにする環境整備方策やその実現に資する多様な立場（クリエイター、権利者、利用者、事業者等）からの相互的な協力の在り方

(今後の検討事項)

- ✓ 誰もがユーザーにもクリエイターにもなり得る状況の中で、新たな方策の実現のために、一定程度国民の協力を得る必要がある。そのためには知識の普及も重要だが、どのような方策があるか。
- ✓ 利用者側が、利用したいコンテンツの情報を集約し、クリエイターを探したり活用についてマッチングしたりするといった仕組みの検討。※再掲
- ✓ 集中管理を促進させる方策について。
- ✓ その他、どのような方策が考えられるか。

4. ユーザーが、簡便かつ安心して著作物を利用できるようになるための方策

(これまでの議論)

- －シンプルで理解しやすく、利用がしやすい仕組みにすべき。
- －法律違反を恐れた利用の萎縮をなくしていくべき。
- －複雑な保護期間の対応
- －慣行や日常的に行われている利用行為に係るいわゆる「寛容的な利用」に留意するなど、運用上の柔軟性が損なわれないよう慎重に検討する必要。

(今後の検討事項)

- ✓ 国民に理解が得られる、利用をしやすくするために配慮すべきことについて。
- ✓ 著作物を安心して利用できるようにするためにはどのような方策が考えられるか。

(以上)